

# ろう者の裁判映画化

## 「手話は言語」認めて

耳が不自由で、交通事故の影響で手話が思うように出来なくなった名古屋市の主婦が起こした民事裁判。その様子を一年半にわたって追跡したドキュメンタリー映画が完成した。製作したのは、同じろう者の映画監督。手話が使えなくなることを言葉の「障害」と認めて、映画には、そんなメッセージが強く込められている。(志村英司)

### 同じ障害の監督「問題知って」

タイトルは「交通事故裁判——手話は言語障害として認めて欲しい」。監督を務めたのは、名古屋市緑区の今村彩子さん(31)だ。

映画は、同市中川区に住む主婦大矢美江さんが交通事故の後遺症について語る場面から始まる。大矢さ

んは2004年7月、自宅前の路上で車にはねられ、利き手の左手と右手が動きにくくなり、手話が不自由になった。

「きれい」と表現しても、相手は「上手」と読んだ。「風邪」は「インフルエンザ」になってしまった。

「私の腕や手は普通の人の口と同じ。そこだけは引き下がれない」

(映画での大矢さんの言葉から)

だが、自賠責保険の後遺障害として認定されたのは「右肩関節などの機能障害」だけ。言葉が使いにくくなった「言語障害」とは認められなかった。損害保険会社の担当者が口

にした「手話は嗜好的なもの」。そんな一言が、言語障害と認めてもらうための裁判闘争を決意させた。

ろう学校時代の同級生や、障害者の権利に詳しい弁護士の支えもあって、08年1月に提訴した。「どのくらい裁判が続くのか。相手は手話を言語障害と認めてくれないのか」

今村さんは、手話の形や位置、動きにどのような障害を受けたかを明らかにするために手話言語学者の研究室に通う大矢さんの姿を追う。

「裁判のことを考えれば考えるほど気持ちが悪くなった。薬を飲んで寝た」。カメラで、そう語る大矢さんの夫、達哉さんの表情を見つめた。

提訴から約一年半後の昨年11月、名古屋地裁は等級の認定は変えなかったものの、判決の中で「手話は健常者の言語に相当する」と言及した。

映画は、夫婦が夕日を浴びながら歩いていく場面が終わる。「後遺障害の認定で手話障害の認定基準を作ることが今後の課題です」。今村さんはそんなナレーションで結んだ。

今村さんは10年前から、大学や職場におけるろう者のコミュニケーションを題材にカメラを回してきた。今回は、ディレクターを務めるCS放送の依頼で作成した。「手話はみっともないものではない。ろう者には誇りを持ってほしい。耳の聞こえない人にはろう者が直面している問題を知ってもらいたい」と語る。



映画の一場面。大矢さん(右)が、どのように手話が不自由になったかを説明している＝スタジオアヤ提供



監督の名古屋市、今村彩子(左)が手話で語る

映画は各地で上映される。問い合わせ先はスタジオアヤ(電話・FAX 052・621・9670)。